# 阪神電気鉄道株式会社に対する業務監査の実施結果

項目	主な	取組	み	状	況	等	所	見
1.運賃等に関する事項 (1)関係法令、通達に基づく諸手続等	という。 に係る認 に行われ る 1 1 労	気鉄道株)にあいて い事項送 にお頭送 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	ては、 なく、 学の  数旅	過去 <sup>5</sup> 平成 修士全 客運賃	5年間 14年 全科生 重の3	間運賃 年6月 生に係 変更届	されている。 ・ 旅客営業規則等時刻表の掲示につわれているものの営業規則の内容が例や施設面の制態が見づらい箇所が適宜適切に職員の	達に基づき適正に処理 等の備え付け、運賃表・ いては、概ね適切に行 、一部駅において旅客 が更新されていない事 的等から運賃表の文字 見受けらたことから、 の情報の共有化や利用 等が図られるよう再度
(2) 連絡運輸・乗継割引・企画乗車券 連絡運輸、乗継割引	日本旅名 交通局、 本鉄道( 事業者と る。 ・ また、	は、鉄京以の阪社のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	鉄市南、鉄絡、南	神交海と輪海に乗るが	新司佚の実施 等の	通、丘が ・ 大丘が ・ 大しが ・	21 年春に予定して 難波から近鉄、南 等と接続すること が拡大することか	西大阪線の延伸開業を こいるところ、開業後は 海電鉄、大阪市交通局 によりネットワーク ら、利用者利便の視点 から、利用さいても検

輪を実施しているところである。 乗継割引運賃については、昭和59年 より神戸高速鉄道、山陽電鉄との一部 区間で運賃の合算額からそれぞれ10

> また、昭和62年からは、阪急電鉄と の一部区間で運賃の合質額からそれぞ れ10円(大人)割引を実施している。

円(大人)割引を実施。

企画乗車券

・ 企画乗車券については、他社との連一・ 同社では各駅の LED 表示器や、駅貼 携による通年商品のほか、観光資源等 を活用した各種の企画商品(全 16 種 類:平成 18 年度実績)を発売している。

リポスター、チラシ、ホームページ、 同社の広報誌やスルッと KANSAI の発行 する冊子等を活用して利用者への周知 に努めている。

今後、西大阪線の延伸開業後には、難 波接続で神戸方面から近鉄を介して奈 良、伊勢志摩方面等とのネットワークが 広がり、新たな旅客需要が期待できるこ とから、これを活用した積極的な営業戦 略により、利用者利便の向上による西大 阪延伸線(阪神なんば線)の利用促進が 望まれる。

(3)カード式乗車券

・ スルッと KANSAI ネットワークで利用 できる「らくやんカード」を平成8年 から導入しており、18 年度の販売実績 は239万枚、3.948百万円となっている。

・ 阪神は、18年2月より株式会社スルッとKANSAIが提供するIC決済サービス「PiTaPa」を全線にわたって導入し、同社が発行するPiTaPa カードの利用を可能とするとともに、西日本旅客鉄道が提供する「ICOCA」との相互利用も実施している。これにあわせて、ICカードやポストペイの機能を活用した「利用回数割」を実施しており、また「CoCoNetPiTaPa デビュー割引」として、期間や区間を限定した割引を実施するなど、IC乗車券の利便性向上に努めているところである。

また阪神では18年7月からIC定期券を発売し、19年4月より阪急電鉄とのIC連絡定期券、9月からは神戸高速鉄道、神戸新交通とのIC連絡定期券を発売した。今後も山陽電鉄、神戸電鉄、神戸市交通局との連絡定期券の発売を検討しているところである。

・ 自動改札機、自動券売機等の駅務機 器については、ピーク時の利用状況、 ・ 阪神における IC カードの利用率は、 19 年度上期において 13.6%となり、17 年度 3.9%、18 年度の 9.6%と着実に利用 率が伸びていることからも、利用者に対 する利便性の高さが徐々に評価されて いるものと考えられる。このため、今後 も IC 定期券の利用範囲の拡大、IC カー ドを活用した沿線施設等とタイアップ した営業割引の実施等により、IC カー ドの利便性向上のための関係者と協力 した継続的な努力を期待したい。

(4)駅務機器類

・ 現在IC対応ではない自動改札機の 一部をICカード専用の自動改札機に 自動券売機の発券性能及び設置駅の特 性を勘案の上、阪神独自の方法により 設置基数を決定している。

なおICカード対応の自動改札機に ついては、順次設置していく予定であ る。

(5)運賃の誤表示、誤収受

況をみると、15年8月に甲子園駅係員 用カード処理機による乗継運賃の誤収 受、17年7月の西九条駅におけるスル ッとKANSAI 対応カード又は回数券カー ドの裏面への駅名の印字ミス及び19年 2 月に発生した阪急電鉄線との乗継運 賃の誤収受の3件が発生している。

いずれも発生後は速やかにプレス発 |

更新する予定であるところ、設置にあた っては、磁気券利用者の利便性が著しく 損なわれることのないよう、現在のIC 利用率や利用者の動線等を勘案した設 置が望まれる。

また、先般首都圏で発生した自動改 札機の一斉ダウンについて、関西圏では 機器異常とはならないシステムとなっ ており、またプログラム更新時にも十分 なチェック体制の下、ミスがないよう万 全を尽くしているところであるが、仮に システムダウン等により自動改札機が 稼働しない等の事象が発生した際の、機 器面に係る対処方及び旅客に対する案 内に係る対処方等、関係者と整理してお く必要があるものと思われる。

阪神の過去 5 年間の誤収受等発生状 I・ 21 年春に西大阪線の延伸開業を控え、 各駅の運賃表等の更新作業を今後要す るところ、誤表示等の防止等のためのチ ェック体制の確立、責任体制の明確化 等、発生の防止に十分な注意を払うこと はもちろんのこと、万が一発生した際の 対応方法等についても万全の体制で臨 むべく、再度社内統一的な対応方策の確 認が必要であるものと考えられる。

表や告知ポスターの掲出等の周知を行い返金の措置を講じ、また再発防止策を徹底する措置を講じており、適切な対応を行っているものと考えられる。

また誤収受が 2 件発生していることから、19 年 3 月に誤収受に係るマニュアルを作成し、阪神、駅務機器メーカー及び駅務機器の保守会社との作業内容、責任体制を明確化し対応している。

(6)偽造紙幣への対応

・ 阪神における偽造紙幣に係る事象の 発生状況として、15年7月に500ウォン硬貨を使用した変造硬貨が使用され ている。これを受けて阪神は警察に被 害届を提出し、巡回強化を警察に依頼 している。

再発防止策として、阪神としても係 員の巡回強化等の措置をとるととも に、16年1月には全ての自動券売機を 新500円硬貨対応に更新している。

なお、偽造紙幣、硬貨を発見したと きは、発見駅から駅長室に報告し、駅 長室はこれを速やかに所管課に報告す るとともに、各駅長室に状況を連絡の 上、再発防止の処置を取ることとして いる。

6 - 5 - 40d 346.		
(7)無料乗車券	・阪神においては、同社の定める無賃	
	乗車証規則等において株主優待乗車証	
	の発行等を定めている。無賃乗車証の	
	発行の際には、同規則に照らし合わせ	
	て、関係者間で発行可否を検討する等、	
	必要最低限の発行としている。	
2.情報提供に関する事項	・ プレス発表、ホームページ、携帯サ	
	イト、広報誌、パンフレット、駅や車	
	両内のポスター掲示等様々な媒体を通	
	じて情報提供を行っている。	
	財務等に関する情報については、四	
	半期毎の財務状況や決算短信等を、運	
	賃に関する情報については、「高野山1	
	day チケット」などの企画乗車券の発	
	売開始等の情報を、安全・サービスに	
	関する情報については、新型車両導入、	
	ダイヤ改正、尼崎駅改良工事の状況や	
	打出駅パリアフリー化工事等の情報に	
	7) 山場(ハヴァフリーに工事寺の情報に ついて、プレス発表、ホームページ、	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	広報誌において提供している。	
	ホームページでは、運行列車種別、	
	列車別停車駅、時刻表、所要時間等の	
	基本情報や企画切符等の商品情報のほ	
	か、時刻表検索(ダイヤ検索)、運賃検	
	索サービスを行っており、また、リア	

ルタイムな運行状況については、30 分以上の遅れが発生又は見込まれる場合に情報を提供しており、当該運行状況については携帯電話サイトでも情報 提供している。

パンフレット類については、各駅の 改札付近に備え付けるほか、梅田駅等 の駅長事務室のオープンカウンターに も備え付け、利用者に提供している。

また、甲子園球場で開催されるプロ野球や高校野球等のイベントについては、「雨天中止」「入場券売り切れ」等の状況に応じた情報を改札口周辺に掲示するなど利用者へ周知するほか、阪神沿線の魅力を紹介する「ホッと!HANSHIN」を発行し配布するなど、利用拡大に向けた情報の提供も実施している。

以上のように阪神では、創意工夫を 図り積極的な情報提供に努めており、 概ねガイドラインに沿った情報提供が 行われている。

# 3.案内情報(利用者に対する案内)に関する事項

(1)利用者に対する案内に係るマニュアル等の整備状況

(2)列車内及び駅における案内情報

・ 駅構内に設置する利用者に案内する 表示設備の整備については、「阪神電車 サイン設計マニュアル」に基づき整備 が進められており、更新時においては、 ガイドラインに則した整備・改修が行 われている。

また、西大阪延伸線(阪神なんば線) の新駅整備や連続立体交差化事業等に 伴う大規模な駅改良工事については、 ガイドライン等を参考に新たな社内基 準を定め整備することとしている。

・ 列車内における案内情報について、 音声案内については本線・西大阪線は 車掌により案内放送を「案内放送用語 例」に基づき統一的に実施しており、 武庫川線についてはワンマン運転のた め自動放送を行っている。また、車両 内の扉上部に設置されているLED式 情報表示装置においては、平成19年3 月末現在で全314両中216両に整 備されており、今後とも車両更が リニューアルの機会に整備を進めるこ ととしている。表示される情報は、あ らかじめ設定された定型文により列車 行き先と停車駅、営業案内を日本語と 英語で情報提供している。なお、輸送 障害発生時における運転指令からの運 行状況に関する情報については対応し ていない。

(3)駅における案内情報

駅における各種施設への誘導表示、 位置表示、案内表示については、上記 「阪神電車サイン設計マニュアル」に より整備されており、更新時において は、移動円滑化整備ガイドライン等に 基づき整備・改修が行われている。ま た、西大阪延伸線(阪神なんば線)の 新駅整備や連続立体交差化事業等に伴 う大規模な駅改良工事については、ガ イドライン等を参考に新たな社内基準 を定め整備することとしている。

主要11駅については、列車接近の 自動放送に加え、LED式の列車案内 表示器を設置し、列車種別、行き先の 列車情報を提供している。それ以外の 30駅については、列車の通過・停車 を案内する自動列車接近放送を行うと ともに、列車接近を表示するLED式 の列車接近表示器を整備している。

- ・ 阪神の実施している案内表示等のサイン関係については、概ね適正に整備されているところであるが、一部の駅においては、ホーム上でのエレベーターへの誘導案内が不足しており、エレベーターの位置がわかりにくくなっていることから、今後、駅の改修に併せてわかりやすい表示などの配慮が必要と思われる。
- ・今後、西大阪線の延伸により従来利用されていた沿線利用者のみではなく、奈良方面からの利用者など不案内な方も利用されることとなるため、更にわかりやすい案内表示に努めることが望まれる。

(4)他事業者等との調整状況について	なお、LED式列車案内表示器は現在主要11駅において整備されているが、平成20年度から同機器の新設(拡充)による利便性の向上に努めることとしている。 ・ 関西エリアの中心である梅田地区については、自治体、関係公共交通機関、各施設管理者等からなる「梅田ターミ	・ 今後とも関係者間で連携を図った案 内情報の提供が行われることが望まれ る。
	ナル地域サイン整備連絡会」(H13.3) を設置し案内情報の共有化を図っている。また、神戸の三宮地区においても「三宮地区案内サイン整備協議会」(H16.3)を設置している。	
(5)外国人にもわかりやすい案内情報	・ 駅施設等の案内表示の多言語化については、基本情報については、日本語、 英語の2カ国語表記となっている。	・ 阪神の本線は「外国人観光旅客の来 訪地域の整備等の促進による国際観光 の振興に関する法律(平成9年法律第 91号)」に基づく、外国語等による情報 提供促進措置を講ずべき必要のある区 間として指定されていることから、大規 模な駅改修工事等に際して、利用状況を 勘案しつつ、更なる多言語化について検 討することが望まれる。
(6)無人駅等における案内	・無人駅(東鳴尾駅、洲先駅、武庫川	

	団地前駅)におけるお問い合わせ対応	
	などの旅客案内については、尼崎駅長	
	室に設置してある駅務操作卓により対 応している。また、早朝・深夜時間帯	
	の駅係員無配置駅についても、各駅長	
	室に設置している駅務操作卓により旅	
	客案内に対応している。なお、必要に	
	応じ駅務操作卓から自動券売機、自動	
	改札機等の遠隔操作を行っている。	
4		
4.バリアフリー対策に関する事項		

#### (1)パリアフリー化の取り組み

・ 阪神では、平成19年3月末現在で全 4 1駅中2 4駅においてエレベーター を設置しており、整備対象駅においても 順次整備を図ることとしている。

### (2)パリアフリー設備の整備状況 段差解消への対応

- 阪神の段差解消への対応については、 1日あたりの利用者数が5千人以上で あり、かつ段差 5 m以上の駅は 2 9 駅あ り、うちエレベーターが設置されている 駅は21駅となっている。また、段差へ の対応駅については全41駅中28駅 となっている。今後のエレベーターの整 備計画については、平成 19 年度には淀 川駅、尼崎駅、芦屋駅を整備、平成 20 年度には大物駅、元町駅、平成 22 年度 には、三宮駅、御影駅(高架下テナント との調整が必要)の整備が計画されてい る。また、深江駅、青木駅については平 成 22 年度までには整備が完了しないも のの、平成 27 年度完成予定の連続立体 交差化事業の中で整備する計画となっ ている。
  - ・ 左記により、29駅中対応できない のは甲子剛駅のみとなるが、当該駅に ついては駅の構造上、大量輸送時を踏 まえると、直ちにエレベーターを整備 することが困難な面がある。引き続き 事業手法等整備に向けた検討が必要で ある。

その他の駅バリアフリー施設の状況

- は全41駅に整備されており、点字によ
- **視覚障害者誘導用ブロックについて ・ 段差解消への対応以外のバリアフリ** ー化対策についても引き続き整備を促

る案内板(触知図式案内板)の設置につ 進されることが期待される。 いては28駅となっている。身体障害者 対応トイレについては32駅(うち移動 円滑化基準を満たしているものが11 駅)に整備されており、オストメイト機 器の追加等の改良工事について順次進 めることとしている。また、転落防止設 備については全41駅に設置されてい る。 車両におけるバリアフリー化の状況 ・ 阪神では原則として先頭・最後尾以 外の中間車両(6両編成の場合は中間4 両、4両編成の場合は中間2両)の神戸 寄り扉の横に車いすスペースを設けて おり、平成19年3月末現在で全63編 成中48編成に設置済みであり、今後と も車両新造、リニューアルの機会に整備 することとしている。 (3)ソフト面での対応 ・ 阪神では、駅係員に「お客様への接 遇 - 接客サービスの基本 - 」を配布し、 同マニュアルにより身体障害者等への 接遇に関する教育を行っている。 また、具体的な利用にあたっては、乗 車駅の係員から社内電話にて必要事項 (運番、号車、台数、電動・手動の別、

	介助者の有無等 )を降車駅に連絡すると	
	ともに、担当車掌へも連絡する。駅係員	
	無配置駅から単独で乗車された場合に	
	は、車掌から列車無線で運転指令に連絡	
	し、運転指令から駅長室を通じて降車駅	
	へ連絡し対応することとしている。	
5 . 乗り継ぎ利便等に関する事項		
(1)乗り継ぎ円滑化に関する取り組み状	・ 阪神では、西大阪延伸線(阪神なん	・ 今後も引き続き、乗り継ぎ・乗り換
況	ば線)の開業に備え、尼崎駅の配線を	
	変更し、本線と西大阪延伸線(阪神な	
		こが主みれる。
	んぱ線)との乗り継ぎを同一ホームで	
	行える等の改良工事を行っており、ま	
	た三宮駅においても駅構内の配線変更	
	による 同一方面、同一ホーム乗り換	
	えをはじめとする大規模改良工事を行	
	っている。	
(2)相互直通運転の実施状況	・ 相互直通運転については、昭和 43 年	
	4 月に開通した神戸高速鉄道へ阪神、	
	阪急電鉄及び山陽電鉄が乗り入れ、阪	
	神については山陽電鉄須磨浦公園駅ま	
	で相互直通運転を開始し、その後平成	
	10年2月のダイヤ改正において阪神梅	
	田駅から山陽電鉄姫路駅に範囲を拡大	
	している。	
	」 こくいる。 また西大阪延伸線(阪神なんば線)	

	開業により、阪神三宮駅から近鉄奈良	
	駅で相互直通運転を行う予定である。	
(3)他社線、他モードとの乗り継ぎ利便	<b>5</b>	
へっからに続くして、このパッパというの措置について		
ダイヤの調整について	・ 他社線との接続については、阪神の	
	ダイヤ改正により他社線との最終接続	
	時刻がダイヤ改正前よりも早くならな	
	いよう、設定時には配慮している。	
	18年10月のダイヤ改正において、神	
	戸新交通六甲アイランド線との最終接	
	続列車を梅田駅 24 時発とするなど利	
	用者利便向上に努めている。	
施設面の改善について	・連続立体交差化事業や大規模な駅改	
	良工事等の機会を捉えて、タクシー乗	
	り場とのアクセス向上に配慮してお	
	り、近年では尼崎駅改良工事において、	
	新たに北改札口を新設し、タクシーや	
	バスとのアクセス性向上に努めてい -	
	<b>ర</b> .	

6.輸送障害等発生時の旅客対応に関する		
事項		
(1)輸送障害等の発生状況	・ 輸送障害等は、平成 17 年度 2 件、18	
	年度には発生していない。平成 17 年度	
	の内訳として人身事故1件、雪害1件	
	と外部原因によるものとなっている。	
(2)輸送障害等発生時の体制等	・輸送障害等が発生した場合の対応方	
	法等については、「非常事態対策規則」	
	等の内規に規定されている。	
	これらの内規によると初動対応と	
	して、その当事者又は発見者は速やか	
	に最寄駅長に通報するとともに、直接	
	運転指令に通報するシステムとなって	
	おり、運転指令では、隣接の駅長等に	
	速報するとともに、状況を判断して、	
	各部署や関係行政機関に連絡・通報し、	
	必要に応じ係員を現地へ派遣し、死傷	
	者への応急処置対応に当たることとな	
	っている。	
	また、多数の死傷者が生じるか、長	
	時間運転を支障する見込みが明らかに	
	なった場合には、社長を本部長とする	
	「鉄道非常事態対策本部」を本社又は	

現地に設置し、事故復旧や死傷者への 対応、振替、代行輸送の手配、関係機 関への通報等に対処することとしてい る。

(3)振替輸送等

・ 振替輸送については、相互直通運転又 は接続する他社線及び接続するバス会 社と不通となった場合の振替輸送パタ ーンを事前に協議し、円滑な振替輸送が 実施できる体制を確立している。

輸送障害等が発生した場合は、営業課長(夜間・休日は運転指令)が、振替輸送の実施・区間等を決定し、振替先の輸送機関と連絡調整を行っている。

(4)輸送障害等発生時を想定した訓練

・輸送障害等を想定した訓練について は、毎年12月に消防署、警察署や自 治体の協力を得て地下駅防災訓練を実 施するほか、脱線・転覆を想定した鉄 道事業本部全体の総合復旧訓練を実施 している。また、「運転関係従事員に 対する適性検査ならびに運転保安教育 実施要領」に基づき一般社員(運転士・ 車掌・駅係員)、監督者(助役)等の 各職種に応じた実設訓練が行われてい る。

・ 今後とも、年間を通して計画的に教育 や訓練を実施して、安全で迅速かつ的確 な対応が行えるよう、全社的な取り組み が期待される。

7.災害対応等に関する事項	・ 災害時の対応については、輸送障害 等発生時の対応と同様に、「鉄道非常事 態対策内規」に規定されている。また、 春の交通安全運動等の各種運動期間の 取り組みの一環として、列車火災訓練、	・ 今後も、あらゆる事態を想定した教育・訓練等を実施し、迅速かつ安全、 的確な対応がとれる体制を確立することが望まれる。
	取り組みの一環として、列車火災訓練、 地下駅防災訓練、異常処置訓練、非常 呼出訓練等の各種訓練を自治体や他の 鉄道事業者と連携して行い、万全を期 している。	
8.利用者からの意見等への対応	・ 電話・メール等による利用者の意見、 要望、苦情等の取扱件数は、平成18年度利用者の声(ご意見)70件のうち、多いものは、係員の対応に関するものもの18件・施設、禁煙に関するものそれぞれ9件。 ・ 利用者の意見・要望・苦情等のうち駅員・乗務員が受けたものは、各管区・列車所で取りまとめが行われ、関係部	・ 利用者等の意見等を業務の改善につなげていくための取組みを組織的に行ってきており、今後とも引き続き積極的な取組みが行われることが期待される。

コーナーを設け分煙が行われている。 また、平成 17 年 12 月から平日朝タラ ッシュ時間帯は全面禁煙とし、利用者へ の周知として、喫煙コーナーのある駅構 内では、禁煙放送を実施している。 ・ 携帯電話及び優先座席の取扱いにつ (3)携帯電話・優先座席の取扱い いては、いずれについても車内放送や ステッカーを窓に貼ること等により啓 発活動を行っている。 また、平成16年2月に携帯電話の使 用方法等、関西鉄道20社局で統一し た取扱いを決め、優先座席付近では携 帯電話の電源をお切りいただき、それ 以外の場所ではマナーモードに設定の うえ、通話はご遠慮いただくようお願 いしている。 ・ 平成15年3月から、平日朝のラッ (4)女性専用車両の導入 シュ時に三宮から梅田間を運行してい る区間特急6本の梅田寄りから4両目 を女性専用車両とし導入されている。 女性専用車両の表示は車両やホーム乗 車位置に表示され、利用者への配慮が なされている。

(5)駅業務に関する事項

## 駅係員の育成等 駅業務従事者の育成のための研修に ついては、全職員を対象に本社が作成 する年間教育訓練計画に基づき、年間 にわたり安全・接遇・異常時対応等に ついて教育を実施している。 業務委託 駅業務の委託は行われていない。 ・ 乳幼児を乗せたベビーカーの取扱い (6)ペピーカーの対応 について、従来駅構内及び車内におい ては、ベビーカーを折り畳んで利用し ていただくようお願いしていたが、平 成 10 年 11 月より、他のお客さまのご 迷惑とならないよう使用者の自己責任 において使用することとなり、実質べ ビーカーを折り畳まず乗車できること となった。 (7)プラットホームからの転落防止策 ・ プラットホームからの転落防止を図 る観点から、交通パリアフリー法の移 動円滑化基準に基づき、ホームと車両 の間隔が大きい曲線ホームには、万一 転落した場合に備えて転落検知マット を敷設している。また車両の連結部に

は転落防止ほろが設置するなど、ハー

ド面での整備も行われている。

(8)遺失物の取扱い	・ 平成 19 年度内に「遺失物検索システム」を導入する予定である。	
------------	------------------------------------	--